

第 1014 回教育委員会の会議結果について

平成 27 年 8 月 20 日
教 育 庁

○日 時 平成 27 年 8 月 20 日（木）午後 2 時～

○場 所 山形県庁舎 教育委員室

○出席委員 長南委員長、菊川委員、小嶋委員、涌井委員、武田委員、菅野教育長

○報 告

報 告		担 当 課
(1)	平成 27 年度全国高等学校総合体育大会の結果について	スポーツ保健課
	平成 27 年度全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の県選手団の結果について報告がなされました。《資料配布のみ》	
(2)	第 97 回全国高等学校野球選手権大会の結果について	スポーツ保健課
	第 97 回全国高等学校野球選手権大会の本県代表である鶴岡東高等学校の結果について報告がなされました。《資料配布のみ》	
(3)	山形県学力等調査の実施について	義務教育課
	県で独自に実施する山形県学力等調査（仮称）の概要について報告がなされました。	
(4)	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況調査の報告について	義務教育課特別支援教育室
	県内全市町村立小・中学校における、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況について、調査結果の報告がなされました。	

○議 事 原案のとおり可決されました。（※一部議事日程を変更して審議）

議 案		担 当 課
議第 1 号	山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成 28 年度使用教科用図書採択について	義務教育課特別支援教育室
	各県立特別支援学校の小学部及び中学部における選定のとおり、平成 28 年度使用教科用図書を採択することに決定しました。	
議第 2 号	山形県立中学校・高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成 28 年度使用教科用図書の採択について	高校教育課 義務教育課特別支援教育室
	県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部における選定のとおり、平成 28 年度使用教科用図書を採択することに決定しました。	
議第 3 号	山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課
	「山形県立東桜学館中学校・高等学校」の通学区域を県下一円とすることに決定しました。	

議第 4 号	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	県立高等学校に加え、県立中学校の入学選抜基本方針の決定に関するについても教育委員会の事務とすることに決定しました。	
議第 5 号	山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	山形県立高等学校の授業料等徴収条例の条例名が改正されたことにあわせ、本規則の題名等規定の整備を行いました。	
議第 6 号	山形県立中学校管理運営規則の設定について	総務課教職員室
	平成 28 年 4 月に併設型中高一貫教育校の「山形県立東桜学館中学校・高等学校」を開校することにあわせ、県立中学校の管理運営規則を定めました。	
議第 7 号	山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	県立高等学校の再編整備に伴う学科の改編、入学定員の変更及び東桜学館高等学校の教育課程の編成等について規定するため規則の改正を行いました。	
議第 8 号	技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	平成 26 年 10 月の県人事委員会の報告を受け、特別支援学校に勤務する技能労務職員の給料の調整について見直すことに決定しました。	
議第 9 号	平成 29 年度山形県立東桜学館中学校入学選抜基本方針について	高校教育課高校改革推進室
	平成 29 年度山形県立東桜学館中学校入学選抜基本方針を決定しました。	
議第 10 号	平成 28 年度山形県立東桜学館中学校入学募集について	高校教育課高校改革推進室
	山形県立東桜学館中学校の平成 28 年度の入学募集を行うことを決定しました。	
議第 11 号	平成 28 年度公立学校教職員人事異動方針について	総務課教職員室
	平成 28 年度における公立学校教職員の人事異動方針を決定しました。	
議第 12 号	教職員の人事について	総務課教職員室
	次のとおり職員の懲戒処分を行うことに決定しました。 ・飲酒運転 懲戒免職：1 名 ・人身加害事故 減給 10 分の 1・1 月：1 名 ・人身加害事故 戒告：1 名	
議第 13 号 (追加提案)	山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給制限について	総務課教職員室
	議第 12 号にて懲戒免職の処分を行った職員の退職手当については、その全額を支給しないこととしました。	

※議第 11 号から議第 13 号は人事に関する議案であるため秘密会で審議されました。

以 上